

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年10月9日（金）15:38～15:56
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

- 瀬川 雅裕 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
峯戸松 勝秀 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐（農薬検査班）
松井 美樹 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長
田邊 鍊太郎 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長補佐（総務班）
塩澤 明日香 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室検査企画係長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和
- 3 閉会

○藤原次長 大変時間が押してしまって、かつ、時間が限られているものですから、順序変更等々、申しわけございませんでした。

無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和ということで、前回、御議論いただいて、提案者のほうにも確認したということで、提案者の資料も投げさせていただいているところでございますけれども、それにつきましての意見交換ということでお願いできればと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 本当にお忙しいところをありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○瀬川課長 前回のヒアリングを踏まえまして、提案者のほうに確認をしていただいたと

ということで、横長の資料が2枚お手元に配られていると思います。こちらを事前に私どもはいただいておりますので、この資料をもとに、農林水産省として、少し大きな字で書いてありますが、「無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和処置」についてということで、資料を用意させていただいております。この資料に基づいて、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、提案者からの資料の1ページ目の後段でございます「ワーキンググループ委員の方への回答」という中で、試験研究の話と登録に向けた年数の話を書いてございます。

まず、この事実確認をさせていただきたいと思っております。我々の資料の1枚目の最初に書いてございますが、「登録転用に関する実証試験」ということで、試験の名前は向こうがこう呼んでいるものだと思いますが、内容からすると、農薬の登録申請のための試験ということでございますので、これは登録されていない農薬を使用することが可能だと考えております。

2点目でございますが、先方は、実証試験には2年、登録拡大申請には約1年ということで回答をいただいておりますが、今回提案されているような地上散布の登録のある農薬を無人ヘリコプターで使用できるための登録申請につきましては、試験数も軽減し、また、複数年間の試験は求めているということでございます。こちらについては、提案者のほうでまだ一部事実の確認ができていない可能性があるのではないかと考えております。

補足資料ということで、提案者の資料ですと2ページ目で、幾つか具体的な提案をいただいております。それに対して事実確認をさせていただきたいと考えております。

まず、補足資料の最初にあります「類似試験データの読み換え」でございます。

前回のヒアリングのときもお答えをしましたが、無人ヘリコプターによる散布というのは、従来の地上散布に比べて全く異なる使用方法になっています。

1つは、無人ヘリコプターというのは、通常、地上3メートルから5メートル、そこから地上に向けて農薬を散布するというので、従来の地上散布、地上から農作物に向けて農薬を散布するような散布の仕方とは異なるという点です。

それから、通常の散布ですと、農作物の近くに散布者がいて、農薬を農作物に向けて農薬を散布いたします。距離でいうと大体1メートルくらいということになりますが、無人ヘリコプターの場合は、オペレーターといたしまして、無人ヘリコプターを操縦する方がある圃場の1点にいて圃場全体にまいていくということで、例えば、圃場の距離、大きさにもよりますが、散布するところの実際に無人ヘリが稼働している地域と作業者がいる地域の距離というのは数十メートルにもなることがあるということで、きちんとまくために非常に技術を要して、適切に運転していかなければいけないということと、環境中への飛散に考慮しなければいけないということがございます。

さらにそれに加えて、前回も説明しましたが、無人ヘリコプターの場合は、農薬を積める搭載量の制限がありますので、地上散布に比べて非常に濃い濃度のものをまいていくことが一般的でございます。これは例でございますが、ここに書いてありますように、

地上散布で普通に使っている濃度の大体210倍くらい濃い濃度のものをまくということが一般的な使用方法になっているということです。

この3点で、大きく地上散布と無人ヘリコプターの散布の方法は違うということです。

特に、この中で我々は、国民の健康を守る上で食品中の残留農薬というものが非常に関心の高い事項になっております。

農薬を使用する場合には、食品安全委員会における評価を踏まえて、厚生労働省で申請された使用方法で農薬を使った場合のデータをもとに残留基準値を設定して、安全かどうかを確認していくといった手順になっております。

先ほども説明しましたが、このように散布時の濃度が大きく異なりますので、なかなか単純なデータの代用ということは困難で、無人ヘリコプターを用いた場合の残留試験が必須になるということになります。

ただし、できるだけ参考となる科学的なデータは利用していくことは我々も考えておりまして、地上散布で登録が実際にあるということの場合について、無人ヘリコプターで使用可能にする場合には、軽減措置を講じております。

例えば、薬効・薬害試験であれば、通常、水稻とか、ミカンとか、生産量の多い作物につきましても、6例以上、複数年の2年以上の試験を求めています。2試験以上、1年でも可といった形です。作物残留試験につきましても、6試験を3試験、実施期間についても1年で可といった軽減措置を講じているところでございます。

今まで実は実例がないのですが、地上散布と同じ濃度で農薬を散布したいともし言ってきた場合、どうなるかということです。

これが今までないのは、例えば、先ほど言いましたように、200倍濃度が違いますと、ヘリコプターに農薬を搭載しなければいけないのですが、200倍薄い濃度になってしまますと200回同じ作業をしなければいけないということで、現場で今まで使われていなかったということですが、もし仮に地上と同じ濃度で無人ヘリでまきたいといった場合には、登録申請に当たって、これら薬効あるいは作物残留試験のデータは、提出がなくても登録が可能になるのではないかと考えております。

2点目に、「マイナー作物の登録方法の採用」ということで、作物のグループ化、個々の作物ではなくて、ある程度グループ化で農薬を登録していくべきではないかといった御意見をいただいております。これについては、現在、我々も作物グループでの登録を進めているところでございます。

ただ、その代表的な作物のデータで安全性を評価いたします、それで本当に国民の健康は大丈夫かといったことがありますので、きちんと国際的なルールというものと整合性をとりながら、あるいは、食品安全を所管しています厚労省と連携しながら、現在、検討を進めているところでございます。

登録を促進するのはもちろんでございますが、それを使った農産物の安全性、これは広く国民全員に行き渡るもので、その安全性をないがしろにした登録制度はありませんので、

安全性を確認した上で登録ができるといったことで、今、検討を進めているところでございます。

作物グループですが、作物といっても、水稻のような穀物から、果樹、あるいは野菜とさまざまな作物がありますので、これらの準備ができたものから順次導入していく予定ということで、特に果樹の作物グループにつきましては、近くホームページで案を公開する予定にしております。また、野菜類については、安全性の面も慎重に審議した上で検討を行っていきたいと考えております。

3番目に、「欧米に近い農薬登録制度の採用」ということでございますが、欧米では、面積当たりの有効成分量で使用方法を規定しているという国があるのではないかと話でございます。

ただし、こういう国でも、ヘリコプターでの散布とか、あるいは、地上散布といった使用方法ごとに、試験の実施、データを得て、安全性評価、登録をしているということでは、濃度を使っているか量でやっているかという側面はありますが、いずれにしても、使用方法が異なれば、新しいデータ、新しい評価をして登録をしているということでは、日本の制度と変わらないのかなと思っております。

以上、概要でございますが、まとめますと、1つは、今回、具体的な御提案のあった「類似試験のデータの読み換え」については、既存の軽減措置はございますが、今回の提案者からの御提案を見ると、データの提出の要否がまだよく浸透していない部分もあるのかなと考えておりますので、もしこういうデータの提出の要否が不明ということであれば、我々としては、直ちに通知を発出して周知を図りたいと考えております。

また、「マイナー作物の登録方法の採用」につきましても、先ほど申しあげましたように、近く農林水産省のホームページで案を公表するというところでございます。特に安全性に関係するものでございますので、国民の意見も聞きながら、速やかにグループ化して農薬登録が可能になるようにしたいと考えております。

今回、提案があったものがこの特区ということでございますが、いずれも安全性にかかわる全体の議論でございますので、我々としては、全国措置すべき内容だと考えてございますので、これに基づいて速やかにできるものは速やかに実施したいと考えているところでございます。

以上、私からの説明でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この「マイナー作物の農薬登録方法の採用」については、まさに向こうが提案していることを検討なさっておられて実際に実現しつつあるということで、提案側としてもこれは非常に歓迎する答えだろうと思えます。

あと、同じ濃度でやる場合には追加データの提出が不要というのは、従来からそうなのですか。それとも、今度、それを明確にしようとなさるのですか。

○瀬川課長 今まで事例がなかったのですが、規定上は同じ濃度であればデータは要らな

いと通知は読めると思います。ただ、疑義解釈とか、そういうものでお答えをしたことがなかったものですから、そういうことで、きちんと周知を図りたいと。

○八田座長 誤解が生じているかもしれないですね。

○瀬川課長 いずれにしても、これは農薬の登録制度という全国的なものでございますので、幅広く御説明する必要があると思っております。

○八田座長 それでは、原委員。

○原委員 ちょっと前提が違ってしまっているところもあるようですので、もう一度、これで提案者さんに確認していただいたほうがいいのではないですか。

○八田座長 こういうお答えをいただきましたということで、そうですね。

1つだけ、ちょっと私が思ったのは、2ページ目の(2)の上から4行目、②で作物残留試験をやると。それが6試験以上であるものを、既に登録してあるものは3試験でいいよと、これはなるほどと思ったのですが、①の薬効については、効くことはわかっているわけですね。

むしろ残留試験とかということのほうが重要で、薬効は、ヘリコプターから散布するからといってあるいは濃度が変わるからといって、効果がないのなら、それはやらなければいいではないかという世界ではないかと。

だから、国が関与すべきなのは、やはり作物残留試験のほうをきちんとやることなのではないかと一見したのですが、これはどうなのでしょう。

○瀬川課長 先ほどの回答の最後に、同じ濃度で同じ量で散布する場合については不要ということにさせていただきました。

薬効試験のほうですが、先ほども言いましたように、200倍の濃度でまきます。そうすると、まかれる量というのは、液の量としては実は200分の1になるのです。そうしますと、きちんと農薬が満遍なく農作物につくかという観点がもう一つ出てきます。

つまり、きちんと農作物につかなければ、ばらついたりすれば、虫とか、病気に効かないということですので、濃度的にはもちろん効く濃度だと思います。高い濃度、むしろそれは農作物にきちんと付着をすることがどうかといった点を、今度は少量でまきますので、少量でまくという点から、きちんと効果があるかということを確認しなければいけないということです。

○八田座長 効果というのは自分でチェックすればいいことで、何も公のところでチェックする必要はないのではないのですか。安全性を確保するところは公がチェックしないと、とんでもないことをするかもしれないけれども、余り効果がないことを自分でやっているのなら、勝手にどうぞということになるのではないですか。

○瀬川課長 前回もそういう御意見をいただいておりますので、そのときもお答えをしているのですが、1つは、農薬というのは生理活性を持っている。生理活性物質というのは、人にも毒性があるということなのです。これを効果がないのに農業現場で使っていくかどうかということについては、基本的には、効果が認められたものについて、安全性が確認

できたものについて、環境という開放系の中で使用していくという化学物質の基本的な考え方がありますので、きちんと効くものかどうかということは大前提だと思います。

それから、農業生産は、もちろん病害虫の話で個人の農家の場合もありますが、例えば、病害虫が発生したときに、虫が発生したので農薬をまいてくださいと、病害虫防除所がこういう指導をしたりもしているわけです。今年はウンカが出そうだ、そのときに効かない農薬をまいてしまうと、病害虫がどんどんふえてしまうということがありますので、これは適時適切に効く農薬をきちんと農家の方にお伝えをするというのは、非常に重要なことだと我々は思っています。

○八田座長 全く効かないものの話は別だと思うのですが、一応、地上散布で効果があることが実証されているものについては、かなり緩くてもいいのではないのでしょうか。

残留試験は、おっしゃるように濃度が違うのだから、きちんとやる必要があるということがわかるのですけれども。

○瀬川課長 そういう意味では、またあれなのですが、6例を残留試験の場合は3例まで、薬効・薬害試験の場合はきちんと付着をしているかどうかということで、軽減の割合も高くなっておりますので、まさにどれくらいのウェイトをもってやるかということについては、薬効試験の低減数にも反映されていると。

○八田座長 それは、普通の薬効試験とはちょっと違って、付着の程度を見るだけで済ますという感じですか。

○瀬川課長 基本的に付着すれば虫は死ぬあるいはその病害虫がなくなるということはわかりますし、付着量をはかるのは逆に大変だと思いますので、効果としては、付着をしてきちんと効くかということの結果として見ているという形になっております。

○八田座長 もともとの地上散布の登録のときは、薬効・薬害試験はもっと厳密にいろいろと効果があるかどうか調べるわけでしょう。

○瀬川課長 もともとの場合は、6試験以上が要りますということです。

○八田座長 でも、試験のタイプが違うのではないかと思います。そもそもは効くかどうかということが試験で、今回は付着するかどうかだけの話です。

○峯戸松課長補佐 済みません。かわりに私のほうから説明させていただきます。

今、課長からも説明したように、付着した量をしっかり無人ヘリコプターで一定の面積にまいたときに、各所からとってはかるというよりも、通常、実際に薬効試験で行っていますように、被害が防げたかということを見るほうがより簡単ですので、そういった形で両方とも見ているということになろうかと思います。

ただ、当然、地上散布で効果があることはわかっておりまして、評価のポイントはわかりますので、実態上、簡易に行えているとは思いますが。

○八田座長 そこですね。私は、どうもこれは残留試験とは随分質が違うのではないかと思いますけれどもね。

ともかく、これはそういうことも含めて提案者にもう一遍聞いてみます。

しかし、全体的には非常に建設的に御提案いただきまして、どうもありがとうございました。今後とも、よろしく願いいたします。